

国際教養大学理事長選考機関規程

平成 18 年 6 月 23 日
理事長選考会議議長決定
規 程 第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学定款第 10 条第 7 項の規定に基づき、選考機関の議事の手続その他選考機関に関し必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 前条に掲げる選考機関を公立大学法人国際教養大学理事長選考会議(以下「選考会議」という。)と称する。

(委員の任期)

第 3 条 選考会議を構成する委員(以下「委員」という。)の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が経営審議機関または教育研究会議の構成員でなくなった場合、あるいは委員が理事長の候補者として推薦された場合には、委員としての身分を失う。

3 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、欠員となった委員を選出した組織において、補欠の委員を速やかに選出するものとする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関する事項
- (2) 理事長の任期に関する事項
- (3) 理事長の解任に関する事項
- (4) その他選考会議に関し必要な事項

(会議の招集)

第 5 条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、議長が招集する。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
 - (2) 理事長が辞任を申し出たとき
 - (3) 理事長が欠けたとき
 - (4) 委員の 2 名以上から要請があったとき
 - (5) その他議長が必要と認めるとき
- 2 前項に定める会議の招集は、前項第 1 号に該当するときは任期満了の 1 2 月前までに、それ以外の各号のいずれかに該当するときは、速やかに行うものとする。
- 3 議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 選考会議は、3 名以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議事)

第6条 選考会議の議事は、議長を含む出席委員の過半数の挙手をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長の選出及び解任の申出の決定に関する議事は、出席したすべての委員の同意によらなければ議決できない。

3 選考会議の議事の概要については、遅滞なく、経営審議機関及び教育研究会議に報告されなければならない。

(庶務)

第7条 選考会議の庶務は、事務局企画課において行う。

(運営の細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事長選考の手続その他選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年6月23日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に該当する場合を除き、選考会議を構成する最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

3 第5条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の会議は、経営審議機関において選出されたいずれかの委員の発議により招集され、議長選出終了まで事務局長が議事を進行する。

附 則

この規程は、令和元年度9月19日から施行する。